

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する授業科目的単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
 - (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
 - (3) 飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者
- 2 生産行程管理責任者
- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあっては、その者が生産行程管理責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
 - (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあっては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが、生産行程管理責任者として、1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 出荷後に有機加工食品又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
 - (6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- 3 有機加工食品にあっては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で、有機飼料にあっては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 格付担当者
格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において有機加工食品又は有機飼料の格付に関する課程を修了したもののが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
- 2 格付責任者
格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から格付責任者として1人選任されていること。

附 則（平成28年6月1日農林水産省告示第1257号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の3第2項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理

者の認定の技術的基準の二の2の(5)及び四の1の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から1年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機加工食品若しくは有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。

最終改正の改正文（平成29年3月27日農林水産省告示第447号）抄
平成29年4月26日から施行する。